

○指定技能教育施設の指定の解除

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条第一項の技能教育のための施設として指定した次の施設について、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり指定の解除をしたので、同条第二項の規定により公示する。

令和四年四月一日

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

一 解除した指定技能教育施設の名称及び所在地

学校法人創志学園クラーク高等学院岐阜校
岐阜県岐阜市長住町五丁目八番地

二 解除した連携科目

ビジネス基礎

情報処理

広告と販売促進

三

解除した期日
令和四年四月一日